

2 国務大臣の主な演説・報告 及び質疑・答弁の概要

○平成6年9月30日（金）

【村山内閣総理大臣の所信表明演説】

天皇皇后両陛下には、来る10月2日から御訪欧の途につかれます。各国との友好親善を深められ、つつがなく御帰国されることを心からお祈り申し上げます。

〔はじめに〕

政権を担って約3カ月が経過いたしました。この連立政権の歴史的意義については、先国会冒頭で申し上げましたが、私は、価値観の多様化を反映した複数の政治勢力が透明で民主的な論議を通じて合意点を見出しながら進める政治は、より民意を映し出す、この時代にふさわしい仕組みであると信じています。

とはいえ、長く相対峙し激しい論議を闘わせてきた会派による連立内閣の誕生に対して、当初、内外にいささかの戸惑いが生じたのは無理からぬことでありました。政権を安定させ国民から安心感を持って迎えられる政治を実現することは、山積する課題に対処をするためにも、我が国への国際社会の高まる期待にこたえるためにも、急務であると言わなければなりません。それには「人にやさしい政治」、「安心できる政治」を目指すという私の政治理念を現実の政策に具体化し、この内閣の誕生で何が変わったか、何を変えようとしているのかを国民の前に明らかにしていく努力が求められています。

こうした観点に立って今日まで、連立3会派は、開かれた論議を重ね、懸案の重要課題について一つ一つ改革の方向を見出してきました。これは、イデオロギー対立から政策対話へという時代の流れを背景に、この連立政権が過去の行きがかりを乗り越えてなし遂げた成果であったと考えます。

しかし、この内閣がその真価を問われるのはこれからであります。改革をさらに推し進め、世界から信頼され、国民が安心して暮らせる社会の実現へと結実させていけるかどうかは、今後の努力にかかっています。戦後我が国の発展を支えてきた経済社会システムが内外の変化に対応できなくなりつつある今日、21世紀を見据えて、改革すべきは大胆に改革しなければなりません。今国

会を改革に向けての大きなステップとするため、当面する諸課題への対処方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力を得たいと思います。

〔政治の改革に向かって〕

政治腐敗や政・官・業の癒着構造などに起因する国民の政治不信を払拭し、真に国民の利益を代弁する健全な政党政治を確立することが今ほど求められているときにはありません。

私は、この国の政治の改革には三つの大きな柱があると考えます。

第1は、選挙制度を改革するとともに、腐敗防止を徹底し、政治の基本姿勢を変えていくことであります。

先般の区割り審議会の勧告に基づき区割り法案を今国会に提案をいたしますが、この法案の成立により、一連の制度改革が初めて施行され、長年の懸案が実行に移されます。ぜひとも早期に成立させていただくようお願いいたします。

政党への公費助成が制度化されることによって、政治が腐敗防止に一層厳しい姿勢を要求されることは当然のことわりであります。政府としては、各党間で進められているさらなる政治腐敗防止措置に関する協議の帰趨を見守りながら、政治の浄化に向けた不断の取り組みを含め、幅の広い政治改革の推進に努力を払ってまいります。

第2は、地方分権の推進であります。

住民が身近な地域の問題をみずから考え、地域の政治や行政に参加して課題解決にかかわっていくこと、また住民の声が政治に反映されていくシステムを生み出すことこそが、この国に真の民主主義を定着させていく道であります。地方がその実情に応じて、責任を持って個性ある行政を行う地方分権の推進は今や時代の大きな流れであり、国と地方の役割分担とそれぞれの行政のあり方を見直し、権限委譲、国の関与の廃止や緩和、地方税財源の充実等を進めることが必要であります。政府としても、地方分権の推進に関する大綱方針を年内に策定し、これに基づき速やかに地方分権の推進に関する基本的な法律案を提案をいたします。

第3は、立法府と行政府のあり方に係る改革であります。

国会改革については、国会自身において種々検討が行われております。三権分立の趣旨を踏まえ、政治の判断が適時的確に行われるよう、議会制民主主義

の活性化を目指して立法府、行政府双方で一層の努力を行っていかねばなりません。

改革を実現する上でも忘れてならないのは、あるべき政と官の役割分担であります。政治家は改革の方向づけとその実現に強いリーダーシップを発揮し、行政官はその専門知識を生かして誠実に具体的政策の実施に当たるという双方の役割と責任を十分に自覚し、歯車がかみ合っこそ改革は現実のものとなります。

〔行財政改革、税制改革の推進〕

経済社会改革を進めるためには、まず政府みずからが身を削って努力することの姿勢が必要であります。行政改革の断行こそ、この内閣が全力を傾けて取り組まなければならない課題であります。縦割り行政の弊害を是正し、行政を簡素化、合理化し透明な政府を実現していくために、行政組織、公務員制度、特殊法人等諸般の改革を進めていくとともに、情報公開に関する制度の検討など、行政改革を一層推進していかねばなりません。このうち、各省庁における特殊法人の見直しについては本年度内に行うことといたします。

行政改革の推進は、中央政府の問題にとどまりません。中央と地方の関係で、一層の地方分権の推進が必要であることは先ほども申し上げたとおりであります。官と民との関係では、国民生活の向上はもとより、経済の活性化や国際的調和の観点に立って規制緩和を断行することが不可欠であります。規制の妥当性を厳しく見直すため、近く改めて内外からの要望も把握し、本年度内に今後5年間の規制緩和推進計画を策定し、実施してまいります。また、決定済みの規制緩和措置の早急な実施の観点からも、許認可一括法案の早期成立をお願いいたします。

政府としては、これらの課題について、行政改革委員会を設置することにより、従来にも増して厳正かつ強力な体制で改革を推進してまいり所存であります。

行政と財政の改革は密接不可分の問題であります。本格的な高齢社会を控え、財政が新たな時代のニーズに的確に対応していくには、公債発行残高が200兆円を超える見込みであるなど一段と深刻さを増した状況にある財政の健全化に努め、その対応力を回復させる必要があります。このため財政改革を強力に進めて

まいります。

活力ある福祉社会の実現のためには、行財政改革を一層推進をし、歳出の削減に努力するとともに、税負担の公平確保に努めつつ、税制改革を実現させなければなりません。このため、中堅所得者層を中心とする税率構造の累進緩和等による3兆5,000億円の個人所得税減税を行うとともに、国民が広く税負担を分かち合えるよう、消費税については現行制度の抜本的改革を行い、地方税源充実のため創設する地方消費税と合わせた税率を5%に引き上げることとし、関係法案を今国会に提出することとしております。なお、当面の経済状況に配慮する観点から、2兆円の特別減税を加え5兆5,000億円の減税を継続するほか、消費税の改正及び地方消費税の導入は平成9年4月からの実施とすることとしております。また、真に手を差し伸べるべき方々にしわ寄せがなされることがないように、きめ細かな配慮を行ってまいります。

〔経済構造改革のために〕

経済は、このところ明るさが広がってきており、緩やかながら回復の方向に向かっていますが、設備投資は総じて減少が続いており、雇用情勢についても厳しさが見られます。また、急激な円高など懸念要因もあります。できる限り早く本格的な回復軌道に乗せるため、設備投資や雇用、中小企業等の動向に引き続き細心の注意を払っていく必要があります。また、国際社会との調和ある発展を図り経常収支黒字の十分意味のある中期的縮小を達成するためにも、引き続き内需主導型の経済運営を行ってまいります。

新しい時代に対応し創造力と活力にあふれた経済社会を構築することは、21世紀に向かって我が国がなし遂げねばならない重要課題であります。今こそ、経済の潜在的能力を引き出し、その活性化を図るため、構造的な改革に取り組むべきときであると考えます。

第1に、消費者の選択の幅の拡大、新規市場の創造、内外価格差の是正などの観点から、既存の各種規制や民間慣行について抜本的に見直し、より自由で創造性が発揮される社会環境を整備していくことであります。

特に、内外価格差は国民生活の豊かさを阻害し産業にも割高な費用負担を強いるものであり、政府としては、現状を早急に調査し結果を公表するとともに、障害除去のための対策を講ずるなど、その是正、縮小に積極的に取り組んでま

います。

また、この関連で、安易な公共料金改定が行われないよう、引き続き、さきを実施した事業の総点検の結果を踏まえて、案件ごとに厳正な検討を加え適切に対処をするとともに、情報の一層の公開に努めてまいります。

第2に、経済社会に活力のある今のうちに、本格的な高齢社会に備える意味でも、また国際的に調和のとれた内需主導型の経済社会の実現に資する意味でも、社会資本整備の質的、量的な拡充を図ることが必要であります。公共投資基本計画について、適正な財源の確保を図りつつ、生活者重視等の視点に立った配分の再検討と全体規模の積み増しを含めた見直しを早急に進め、10月には政府として決定する所存であります。

第3に、産業の空洞化が指摘される中であって、我が国産業が雇用を確保しつつ新規事業分野を開拓し、創造性豊かな産業へと脱皮することが重要であります。科学技術や学術の振興など未来への発展基盤の整備とあわせて、産業・雇用構造の転換の円滑化の観点から、経済・産業政策と雇用対策の整合性を確保しつつ、政府としての一体的、総合的な政策を推進してまいります。

特に経済の活性化と国民生活の高度化のためには、官民挙げて広範な分野で情報化を推進することが極めて重要であります。先般、内閣に高度情報通信社会推進本部を設置したところであり、世界情報インフラ整備等の国際的な取り組み、教育、医療・福祉等公的分野の情報化の促進、情報通信関係技術開発の推進等に総合的に取り組んでまいります。

〔人にやさしい国づくり〕

我々は、豊かさを手に入れるため懸命に走り続けてきた結果、ややもすれば利潤追求と物質万能の考えに偏りがちな側面があったことは否定できません。私は、国民一人一人が、その人権を尊重され、家庭や地域に安心とぬくもりを感じることのできる社会をつくり上げていくことが「人にやさしい政治」の真骨頂ではないかと考えます。

このため、迫りくる本格的少子・高齢社会に備え、年金、医療、福祉等の社会保障についてその再構築を図ります。安定した制度の確立の観点から、年金改正法案の早期成立をお願いするとともに、高齢者介護の面で地域住民のニーズをより反映したサービスの拡充を早急に図ってまいります。また、子供が健

やかに生まれ育つための環境づくりを進め、障害者の自立と社会参加を一層促進をいたしてまいります。

我々が祖先から受け継いだ美しい自然や環境を未来の世代に引き継ぐことも重要な課題であります。このため、環境の保全と経済発展が両立する環境調和型経済社会の構築に積極的に取り組んでまいります。

文化の振興の問題も忘れてはなりません。人々の心から潤いが失われ生きることの充実感が希薄になっていくことは、現代が抱える大きな問題であります。今こそ、精神的に人間らしく生きたいという国民の願いを行政が真剣に受けとめ、教育、スポーツに力を入れるとともに、地域の自主性を尊重しつつ、文化、芸術の振興への環境整備に一層力を注ぐべき時期であると考えます。

政策決定への女性の参画のおくれ、家事や育児、高齢者介護の面での女性への負担などが指摘されております。私は、男女があらゆる分野とともに参画し、ともに社会の発展を支えていくという、男女共同参画社会の実現に向けて努力してまいります。

「人にやさしい政治」は、生活者の立場に立った政治でなければなりません。一例として、ことしの渇水問題があります。深刻な影響を被られた地域の方々には心からお見舞いを申し上げます。これを教訓として、「のど元過ぎれば熱さを忘れる」ということにならないよう、森林の保全・育成を通じた水源の涵養、水資源の総合的な開発などの中長期的な対策に取り組んでまいります。国民の日々の生活の安全と安定に直結する問題への対応については、今後とも全力を挙げて万全を期する所存であります。

〔平和国家として歩むべき道〕

我が国が過去の一時期に行った侵略行為や植民地支配は、国民に多くの犠牲をもたらしたのみならず、アジアの近隣諸国等の人々にも今なお大きな傷跡を残しております。平和で豊かな今日においてこそ、過去の過ちから目を背けることなく、次の世代に戦争の悲惨さと、そこに幾多のとうとい犠牲があったことを語り継ぎ、不戦の誓いを新たにし、恒久平和に向けて努力していかなければなりません。これこそが日本の対外政策の原点であると信じます。

このため、平和友好交流計画を発足させ、歴史図書・資料の収集、研究者に対する支援等を行う歴史研究支援事業と、各国との交流を通じて対話と相互理

解を促進する交流事業を2本柱として、今後10年間で1,000億円相当の事業を新たに展開してまいります。また、残された戦後処理の課題についても誠意を持って対応していく考えであります。

我が国は、戦後50周年を明年に控え、世界の平和と繁栄に向け、従来以上に幅広い分野でより積極的な役割を果たしていかなければなりません。

まず第1に、地域紛争の平和的解決、とりわけ平和維持活動に対する協力や紛争に伴う難民など人道上の問題への対応であります。

従来の取り組みに加えて、今も内戦の後遺症が色濃く残っているルワンダについて、我が国は、難民支援のため、さまざまな資金協力、物資協力とともに、人的支援についてもこのほど国際平和協力法に基づき自衛隊部隊等による人道的な国際救援活動の実施を決定いたしました。隊員の安全確保に最大限の考慮を払いつつ、円滑な活動の実施に万全を期してまいります。また、この場をおかりして、留守家族の皆様の御協力に改めて感謝申し上げたいと思います。

第2には、国連の役割と我が国の貢献であります。

世界の平和と安定の確保のため、我が国としては、憲法が禁ずる武力の行使は行わないことを明らかにする一方で、国際平和維持活動や軍縮、経済・社会分野等の問題について積極的な貢献を行うとともに、国連の改革と機能強化に積極的に取り組み、多くの国々の賛同と国民の一層の理解を得て、安保理常任理事国として責任を果たす用意があることを申し上げたいと考えます。

第3には、貧困に悩む途上国や市場経済への移行努力を続ける諸国への支援であります。

これら諸国に対する支援に当たっては、政府開発援助大綱を踏まえ、民主化や人権及び自由の保障、軍事支出の抑制努力等を念頭に置きつつ、その充実を図ってまいります。

また、深刻さを増している環境、人口、麻薬、エイズ等の地球規模の問題に対しましても、人類や地球に対する優しさを追求していく国家として、過去の経験に基づく知恵や技術を生かし、その解決に一層積極的な役割を果たしてまいります。

我が国自身の防衛力整備については、冷戦後の国際情勢の変化も踏まえつつ、世界の軍縮を願い、平和国家を目指す我が国にふさわしい専守防衛に徹した必

要最小限の防衛力の整備を心がけてまいります。

〔マラケシュ協定の批准と総合的な農業対策の実施〕

戦後の50年は、そのままガットに基づく多角的自由貿易体制の歴史でもありました。その利益を最も享受してきた我が国としては、引き続きこの体制の発展への取り組みを強化していく必要があります。政府は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及び関連法案を今国会に提出をいたします。ぜひとも来年1月1日の発効に向けて年内成立をお願いいたします。

特に、農業につきましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う新たな国際環境への対応が求められておりますが、これを契機として、我が国農業・農村の自立と持続的な発展を期するとともに、農業に携わる人々が将来に希望を持って働けるよう、今後の我が国の農業再生の抜本的な対策の実施を急がねばなりません。このため、さきの農政審議会報告を踏まえ、食管制度の改革を初め、農業経営の効率・安定化、生産基盤整備、農山村地域の活性化など、各分野にわたって速やかに総合的な施策を講じていく決意であります。

〔アジア・太平洋地域の安定と発展に向けて〕

私は、先般、東南アジア諸国を訪問し、未来を展望した新たな協力のあり方について率直な意見交換を行ってまいりました。東南アジア諸国、そして我が国を含むアジア・太平洋地域は、近年、その発展のエネルギーと多様性を生かしつつ、さまざまな面での協力を推進しようとの機運が高まっております。我が国としては、この地域の人々との共生という考え方に立って、ASEAN地域フォーラムへの積極的な参画等による努力を払っていくほか、経済面では、11月のAPEC非公式首脳会議等の場を通じ、この地域を世界の成長センターとして発展させていくため、開かれた地域協力を推進し、積極的な役割を果たしてまいりたいと思います。また、近年大きな発展を続けている日中関係や日韓関係は、そうしたアジア・太平洋地域の安定と発展にとっても重要であり、我が国は引き続きこれらの関係を重視していく考えであります。

北朝鮮については、核兵器開発問題に関する米朝間のやりとりをめぐる状況を注意深く見守りながら、1日も早く残された問題が解決して核兵器開発に対

する国際社会の懸念が払拭されるよう、米国、韓国、中国等々関係諸国と緊密に連携し、最善の努力をしていく考えであります。また、我が国としては、今後の北朝鮮の動向を慎重に見守りながら日朝間の国交正常化問題に取り組んでいきたいと考えています。

日米関係は、冷戦後の世界の平和と繁栄を形づくっていくためにも最も重要な2国間関係であります。私は、我が国外交の基軸としてこのような日米関係の維持強化に努めることとし、日米安保体制を堅持してまいります。経済面では、日米包括経済協議について、日米双方が誠意を尽くして合意を実現するべく、現在ワシントンにおいて精力的に話し合いを行っているところでございます。

〔結 び〕

先日、我が国初の女性宇宙飛行士向井千秋さんにお会いをいたしました。向井さんは、スペースシャトルの座席で点火の瞬間を迎えた気持ちを、不安感ではなく、これでやっと宇宙に行ける、宇宙で仕事ができるという一種ほっとした気持ちと表現されました。その言葉に深い感銘を覚えると同時に、私も総理の席に着いて、政治のかじ取りをゆだねられた以上、理想の政治を目指し全力を尽くすとの決意を新たにいたしましたところでございます。

私が目指す「人にやさしい政治」は、易きにつき、改革の産みの苦しみを避けて通る政治ではありません。人に優しくあるためには、自己に厳しくあらねばなりません。社会の構成員に対して真に責任を持った政策決定を行う政治、未来の世代に対しても胸を張って責任を持てる政治が今最も求められております。私は、そのような政治の実現を目指してまいりたいと思います。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○平成6年10月4日（火）

【河野外務大臣の帰国報告】

私は、9月21日より米国ワシントンを訪れ、クリントン大統領を初め米国主要閣僚と会談した後、24日にニューヨークに移動して第49回国連総会に出席をいたしました。

その際、27日に国連総会において一般討論演説を行ったほか、エッシー国連総会議長、ブトロス・ガリ国連事務総長及び計51カ国の外相などと会談をいたしてまいりました。

国連演説では、私より、国際貢献についての我が国の基本的な考え方について述べた上で、国際の平和と安全の維持、経済・社会問題の解決、国連改革の必要性の3点を中心に我が国の立場を申し述べました。

まず、国際貢献についての我が国の基本的考え方について、次のとおり表明をいたしました。

我が国は、さきの大戦の反省の上に立ち、世界の平和と繁栄に貢献するとの決意を保持しております。我が国は、憲法が禁ずる武力の行使はいたしません。また、軍縮・不拡散に積極的に取り組みつつ、みずからは核兵器を保持せず、武器輸出を行わないなど、引き続き平和国家としての行動に徹してまいります。以上にのっとり、我が国は、これまでも国連の要請を受け、カンボジア、モザンビークなどに自衛隊や文民を派遣してまいりました。我が国としては、今後ともこのような国連平和維持活動に積極的に協力してまいります。また、最近とみにその重要性が指摘されております開発、環境、人権、難民、人口、エイズ、麻薬などの地球規模の経済・社会問題につきまして、これまで以上の貢献を行う決意であります。

国際の平和と安全の維持については、私より、次の諸点をさらに申し述べました。

軍縮・不拡散については、すべての核兵器国に対し一層の核軍縮努力を行うよう促すとともに、核不拡散条約の無期限延長を支持し、未加入国に速やかな参加を呼びかけました。

さらに、現在行われている全面核実験禁止条約に関する交渉の早期妥結へ向け、特に、すべての核保有国が一層積極的に参画することを求め、全面核

実験禁止条約の交渉が妥結した暁には、日本、例えば広島市において条約署名式を行うことを提唱いたしました。

また、通常兵器の安易な移転とそれに伴う過剰な蓄積の問題については、それが世界のさまざまな地域の平和に対する不安定要因の一つであり、例えば、アフリカなどの一部地域の内戦における戦闘の激化及びおびただしい死傷者の発生の背景となっていることを指摘いたしました。

国際社会がこの問題の具体的解決策について真剣に取り組む必要があること、さらに、我が国の提唱により発足した国連軍備登録制度の拡充や発展が必要であることを訴えたわけであります。

地域紛争の予防と解決に関しては、和平のための外交努力や国連平和維持活動、人道援助、社会制度の構築、及び復旧・復興援助といった平和の構築のための援助を総合的に組み合わせて取り組むことの重要性を指摘し、この関連で、ルワンダ難民問題に対処すべく、今般我が国は、医療、給水、空輸のため400人を超える自衛隊員を現地に派遣することを決定した旨紹介をいたしました。

経済・社会問題の解決については、開発の問題及び人類共通の課題について取り上げました。

まず、開発の問題については、変革する国際環境のもとで新たな開発戦略の策定が求められているとの認識を述べた上で、我が国がかねてより提唱してきている援助、貿易、投資、技術移転等を組み合わせた包括的アプローチと各国の発展段階に応じた個別的アプローチを軸とする新たな開発戦略について述べ、その関連で、開発のより進んだ途上国がその経験や技術を他の途上国と分かち合う、いわゆる南南協力推進の重要性を指摘してまいりました。

環境や人口など先進国、途上国が共同して取り組むべき人類共通の課題につきましても、人類や地球に対する優しさを追求していく国家としての立場から、環境、人口、エイズ、女性、人権などに対する日本の考え方を申し述べた次第であります。

これらの課題に効果的に取り組むための国連改革につきましても、安保理改組の重要性を指摘するとともに、国際貢献についての我が国の基本的な考え方のもとで、多くの国々の賛同を得て、安全保障理事会常任理事国として

責任を果たす用意があることを表明いたしました。

また、総会の活性化、経済社会理事会の機能強化など幅広い国連改革に積極的に取り組んでいく旨を述べ、敵国条項の削除を訴えてまいりました。

また、私は、この機会に国連総会議長及び国連事務総長と会談したほか、中国、ザイール、タイ、エジプト、インド、イスラエル、インドネシア、ロシアなどと会談し、アフリカ、E Uトロイカ、リオ・グループ、湾岸協力理事会加盟国との会合を通じ、2国間関係、最近の国際情勢についての意見交換を行いました。その際、各国より国連改革の必要性に対して賛意の表明がありました。

安保理改組につきましては、多くの国が我が国の立場を理解し、支持する旨述べましたが、あわせて、地域の代表性を求める意見や先進国と途上国間のバランスへの配慮を求める意見も出されました。

さらに、29日夜にロシアの外相の参加も得て先進国サミット参加国外相会合が行われ、北朝鮮の核開発問題、旧ユーゴ、核密輸問題など国際社会が直面する主要な政治問題について一層の政策協調を図るとの観点から協議を行いました。

その際、私からは、北朝鮮の核開発問題については我が国の強い懸念を改めて表明した上で、北朝鮮との間の困難な交渉を粘り強く行っているアメリカの努力を多とする旨述べました。

また、旧ユーゴ問題につきましては、これまでの国際社会の一致した努力を評価するとともに、マケドニア、アルバニアなどへの地域に紛争が波及することを防ぐための予防外交の重要性を指摘いたしました。

さらに、近年重要な問題として浮上してきた核密輸問題への取り組みにつきましても、取り締まり面での国際的取り組みの強化とあわせ、核物質管理の強化の方途についても検討すべきである旨を強調いたしました。

今次外相会合は、ナポリ・サミットのフォローアップ及び明年のハリファックス・サミットに向けた協議プロセスの始まりとして有意義なものであったと考えます。

国連においては、安保理改組問題について引き続き議論が行われてまいります。

私は、今後とも国民各位の一層の御理解を得て、安保理改組を初め、総会の活性化、経済社会理事会の機能強化など幅広い国連改革に積極的に関わり組んでまいりたいと考えております。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

【質疑・答弁の概要】

以上の演説・報告に対する質疑は、10月6日、7日の両日行われた。その主な質疑及びそれに対する答弁の概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

石井一二君（新緑） 井上吉夫君（白） 青木薪次君（社） 及川順郎君（公）
高崎裕子君（共）

【政治姿勢・政治改革】

○社会党の基本政策の転換

政策の転換と言われる点については、党の理念やその政策、運動の歴史的役割を大切に遺産として継承しながら時代の変化の内閣で発展させていくという方向で示してきたものである。今後とも、国民にとって何が最適の政策選択かを基本に、誠心誠意改革の道を邁進していく。

○区割り法案の早期成立

区割り法案が成立することにより初めて衆議院の選挙制度の改革、政治資金制度の改革及び政党助成制度などが施行されることになるので、法案の早期成立に向けて最善の努力を尽くす決意である。

○衆議院の解散、総選挙

政治改革の推進を初め、国内外に課題が山積する中、政治の停滞はいつかたりとも許されないと考えている。これらの課題を一つ一つ誠実に実行することが国民の期待にこたえるものであり、今のところ解散・総選挙については考えていない。

【外交・安全保障】

○国連常任理事国入り及び安保理改組

我が国が憲法の範囲内で国際平和と安全のための諸活動に協力していくこと

については、国際的にも十分理解されていると考える。また、安保理改組の問題は今後も国連において議論されていく問題であるので、引き続き国会における議論を初めとする幅広い国民的論議を通じ、国民の御理解を踏まえて取り組んでいく。

○国際貢献

冷戦後の国際社会において、従来以上に我が国の役割が求められている。我が国としては、地域紛争の平和的解決、難民などの人道上の問題、環境・人口問題を初めとする地球規模の課題など、幅広い分野においてより積極的な役割を果たしていかなければならない。

○ルワンダへの自衛隊派遣

今回の派遣は、国際平和協力法に基づいて行っている人道的な国際救助活動である。政府としては、要員の安全第一の観点から、現地における治安情勢の把握、護身用の武器等の装備品の携行等の措置をとるなど、引き続き要員の安全確保に万全を期す考えである。

○今後の防衛政策

周辺諸国との信頼関係の構築を進めつつ検討を行っていくが、冷戦後の国際情勢の変化、国際社会における軍備管理・軍縮に向けての努力、科学技術の進歩、一段と深刻さを増している財政事情等を踏まえながら今後とも慎重に検討する必要がある。

【WTO設立協定】

いわゆるマラケシュ協定の締結は多角的自由貿易体制の維持強化にとって極めて重要であると考えており、同協定の来年1月1日の発効に向け、早急に協定及び関連法案を国会に提出し年内の成立を図る。

【日米関係】

○日米包括経済協議

今回の政府調達や保険などの妥結が包括経済協議その他の分野にもよい影響をもたらすとともに、日米関係全体に好影響を及ぼすよう期待している。今回の妥結の内容に関し数値目標を設定するものではないとの点については、米側との間で理解の差異があるとは考えていない。

○自動車部品交渉

米国が1974年通商法301条に基づいて我が国の補修用自動車部品の分野について不公正貿易慣行の特定を行ったことは、多角的貿易体制の維持強化という目的と相入れないものであり、米国の良識ある対応を期待したい。今後の対応については、冷却期間を置くことを含め、関係者で検討していく。

【景気・円高対策】

○景気の現状と今後の対策

景気全体の動向は、個人消費等を中心に明るさが広がってきており、緩やかながら回復の方向に向かっている一方、急激な円高など懸念すべき要因も見られる。我が国経済を本格的回復軌道に乗せるため、引き続き適切かつ機動的な経済運営に努めていく。

○円高対策

為替相場が思惑等により短期間に大きく変動することや不安定な動きを示すことは好ましくないと考えている。今後とも、相場の動向を注視しながら為替相場の安定に努力していきたい。

○公共料金

本年7月に行った公共料金年内引き上げ実施見送り措置の対象となっている事業の総点検の結果などを踏まえ、個別案件ごとに厳正な検討を加え適切に対処するとともに、情報の一層の公開に努めていく。

【税制・行財政改革】

○税制改革の意義

活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、個人所得課税について中堅所得者層を中心に負担軽減を行い、社会の構成員が広く税負担を分かち合えるよう、消費税率を引き上げることにより消費課税の充実を図るものである。

○消費税制度の改革

消費税は国民の間に定着しており、今後の少子・高齢社会に向けた財源等を考慮すれば、正面から取り組んでいく必要がある。今回の税制改革において慎重に論議を重ね、益税や運用益等の現行消費税制度に対して指摘されている諸問題を抜本的に改革した上で消費税率を引き上げることとした。

○税負担の公平確保

今後とも制度、執行両面にわたって絶えず努力を続けていく。租税特別措置法の整理合理化、利子所得の総合課税化等についても検討を進めていく。

○二階建て減税

今回の減税は、あるべき所得課税制度の構築、当面の景気への対策という二つの要請を満たすべく総合的に検討した結果であり、当面必要な最善の対策であると確信している。

○特殊法人改革

行財政改革の推進は、この内閣が全力を傾けて取り組まなければならない課題であると認識している。国民の皆さんの理解と協力を得ながら税制改革を進めていくに当たり、同時に行政改革について断固実行していくことがぜひとも必要と考えており、このため最大限の努力を払う決意である。

【規制緩和】

○規制緩和への取り組み方針

国民生活の向上はもとより、経済の活性化や国際調和のためにも規制緩和を断行することが不可欠である。このため、本年度内に5年を期間とする規制緩和推進計画を取りまとめ、実行していく決意である。

【農業対策】

○農業政策の基本理念

農業政策推進の指針として示された農政審議会報告の趣旨を踏まえ、我が国農業、農村が21世紀に向けて自立を遂げ持続的に発展していくことができるよう、幅広い観点に立った食料・農業・農村政策に取り組んでいきたい。

○ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国内対策

緊急農業農村対策本部において了承された大綱骨子を基本方向として、農家負債問題も含めた経営対策、新規就農の増大等の対策を速やかに検討しながら、総合的かつ的確な施策を講じていく。

○食管制度の改正

緊急農業農村対策本部において、現行の食管制度を廃止し、新たな法制度のもとに米管理システムを構築するとの考えがまとめられた。米の需給及び価格の安定を図ることを主眼として検討を行い、速やかに成案を得て今国会に提出

したい。

○中山間地域の活性化

今後は多様な就業機会の確保、農業生産基盤の整備等の各種施策を着実に推進していくことが必要である。我が国の中山間地域それぞれの実情に即して、農家や地域全体の所得の維持確保のための方策について検討していく。

【社会保障】

○少子・高齢化社会への対応

今般の税制改革に当たっても、少子・高齢社会に向けて、当面緊急を要する政策について一定の福祉財源措置が講じられたところである。今後、新ゴールドプラン、エンゼルプラン等の内容についてできるだけ早く詰めを行うとともに、将来の社会保障の具体的な全体像を明らかにしていきたい。

○年金制度の改正

今回の改正は、人口の高齢化が進行する中で年金制度を長期的に安定させていくためにぜひとも必要なものであり、高齢者雇用の促進と連携をとりながら60歳代前半の年金のあり方について見直しを行おうとしたものである。

【公共事業】

○公共投資基本計画の見直し

新計画における公共投資の規模については、本格的な高齢化社会の到来を間近に控え、豊かで質の高い生活を支える発展基盤を構築する見地から、おおむね630兆円とした。現下の厳しい財政状況のもとでは、政策の優先度に配慮し、社会資本整備を効率的かつ効果的に実施することが重要である。

【雇 用】

○雇用対策

雇用情勢は依然として厳しい状況が続いており、このような状況に対応するため、雇用支援トータルプログラムの実施等により、離職者の再就職の促進などの雇用対策を引き続き強力に実施していきたい。

【地方分権】

○地方分権大綱

現在、行政改革推進本部に設置された地方分権部会において大綱方針の骨格の検討を行っている。21世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立するた

め強い決意で取り組んでいく。

【その他】

○中小企業対策

累次にわたる経済対策や平成6年度予算における中小企業対策の中で、円滑な資金供給や新事業部門への進出を支援する等の対策を講じてきたところである。今後、中小企業の創造的な活力の向上に努めていく。

○地球環境問題

人類の生存基盤に深刻な影響を与える緊急かつ重要な課題であり、今後とも環境保全に関する我が国の経験、技術を生かしながら、世界各国と協力して地球環境問題の解決に一層積極的な役割を果たしていく。

○アイヌ新法

政府部内に検討委員会を設け、鋭意検討を行っている。今後ともアイヌの方々の要望に十分耳を傾け、関係省庁との緊密な連携のもとにさらなる支援措置の強化を図っていきたい。

○被爆者援護法

被爆者援護法の法制化の問題については、与党内で協議の場を設け特別に検討している。政府としては、今後、与党と十分協議をしながら対処していく。

○介護休業

高齢化、核家族化が進展する中で、介護を必要とする家族を抱える労働者が働き続けるために重要な制度であると認識している。現在、関係審議会で介護休業制度の法制化を含め検討しており、その結果を踏まえて適切に対応していく。

○平成6年12月2日(金)

【平成4年度決算の概要について】

平成4年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして歳入の決算額は71兆4,659億円余であります。この歳入の決算額には、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定により、平成4年度において予見しがたい租税収入の減少等により生ずることとなった一般会計の歳入歳出の決算上の不足額1兆5,447億円余を補てんするため、同額の決算調整資金からの組み入れ額が含まれております。

また、歳出の決算額は70兆4,974億円余でありまして、差し引き9,685億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成5年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成4年度における財政法第6条の純剰余金は生じておりません。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額71兆4,896億円余に比べて236億円余の減少となりますが、この減少額には前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額7,731億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純減少額は7,967億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額71兆4,896億円余に平成3年度からの繰越額7,691億円余を加えました歳出予算現額72兆2,588億円余に対しまして、支出済み歳出額は70兆4,974億円余でありまして、その差額1兆7,613億円余のうち、平成5年度に繰り越しました額は9,607億円余となっており、不用となりました額は8,006億円余となっております。

次に、予備費であります。平成4年度一般会計における予備費の予算額は2,000億円であり、その使用額は1,037億円余でございます。

次に、平成4年度の特別会計の決算であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、平成4年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は60兆2,925億円余でありまして、この資金か

らの一般会計等の歳入への組み入れ額等は60兆2,825億円余でありますので、差し引き97億円余が平成4年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものでございます。

次に、平成4年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

以上が、平成4年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書等の概要でございます。

何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。